

(非公式記)

投資委員会布告

第 3/2558 号

件名 ムクダハーン県特別経済開発区の投資奨励基準

投資委員会布告第 4/2557 号日付 2014 年 12 月 18 日件名：特別経済開発区における投資促進政策および投資委員会布告第 2/2557 号日付 2014 年 12 月 3 日件名：投資奨励の方針及び基準に引き続き、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通りムクダハーン県特別経済開発区に立地するプロジェクトの投資奨励対象事業を発布する。

第1項 ムクダハーン県特別経済開発区の投資奨励対象業種および条件を以下の通り定める。

類 1 農業及び農産物

業種	条件
1. 5. 1 家畜又は水生動物の繁殖	常時養殖内の適切な空気を保つために換気システムのある密閉型養殖場、自動給水システム、伝染病防止システム、数量測定センサーの使用など最新技術を使用しなければならない。
1. 5. 2 家畜又は水棲動物(エビを除く)の養殖	常時養殖内の適切な空気を保つために換気システムのある密閉型養殖場、自動給水システム、伝染病防止システム、数量測定センサーの使用など最新技術、そして有効な環境インパクト軽減・予防システムなどを使用しなければならない。
1. 6 屠殺	動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、温度冷却システム、肉質検査、異物検査等の最新製造技術を持たなければならない。
1. 8 植物、野菜、果物、花の選別、包装、保存	種子用色彩選別機、果物のハエの卵を殺す蒸熱処理、種子コーティング等の先進技術を使用しなければならない。
1. 9 加工澱粉又は特殊な植物からの製粉	

(非公式記)

23 เมษายน 2558

1. 10 植物(大豆を除く) 又は動物からの油脂の製造	1. 植物からの原油と半精製油の製造は農産物栽培から開始しなければならない。 2. 植物からの精製油は原油もしくは農産物栽培から開始しなければならない。
1. 11 天然エキスの製造又はエキスからの製品の製造 (薬品、石鹸、シャンプー、歯磨き、化粧品を除く)	
1. 14. 1 基礎ゴム加工	
1. 17 最新技術を使用した食品、飲料、食品添加品 (Food Additives) の製造、又は食品調合物 (Food Ingredients) の製造又は保存 (アルコール飲料を除く)	1. 混合や希釈するだけのプロジェクトは奨励しない。 2. 発酵があるプロジェクトは、研究で立証された酵母を使用しなければならない。
1. 19 冷凍倉庫、冷凍運輸	
1. 20 農産物取引センター	1. 総面積は最低 50 ライ以上なければならない。 2. 農産物取引及びサービスのための面積は、60% 以上で、農産物展示場、取引所、競売センター、冷凍庫、倉庫を持つこと。 3. 農産物に対して品質検査・評価、残留農薬を検査しなければならない。

類 5 電子・電気機械産業

業種	条件
5. 1 電気製品の製造	
5. 2. 2 LED 電球の製造	
5. 2. 3 電気機器用コンプレッサー又はモーターの製造	
5. 2. 4 ワイヤハーネスの製造	
5. 2. 5 その他電気機器部品の製造	
5. 3. 5 音声視覚製品 (オーディオ Visual Product) の製造	

ประกาศ กกท.ที่ 3/2558 เรื่อง นโยบายส่งเสริมการลงทุนเขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษจังหวัดมุกดาหาร

(非公式記)

23 เมษายน 2558

業種	条件
5.3.6 電子事務機器の製造	
5.3.7 その他電子製品の製造	
5.4.6.2 一般 HDD 又はその部品 (Top Cover 及び Base Plate 及び Peripheral を除く) の製造	既存機械の改修費は奨励プロジェクトの一部としてもよいが、法人所得税免税対象になる投資金額としない。
5.4.6.3 HDD 用 Top Cover 及び Base Plate 及び Peripheral の製造	
5.4.12 フレキシブルプリント基板又は多層プリント配線基盤又はその部品の製造	委員会が承認した製造プロセスがなければならない。
5.4.13 その他記憶装置の製造	
5.4.14 一般プリント回路板組立 (PCBA) の製造	
5.4.17 音声視覚製品部品の製造	
5.4.18 電子事務機器部品の製造	
5.4.19 その他電子部品の製造	

類 7 サービス、公共事業

事業	条件
7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査、コンテナ方式による輸入品の検査の一時倉庫、コンテナ積載のための内陸コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD)	
7.4.1 物流センター (Distribution Center: DC)	1. 払込登録資本は 1,000 万バーツ以上でなければならない。 2. 近代的なコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えなければならない。

事業	条件
7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	1. 払込登録資本は 1,000 万バーツ以上でなければならない。 2. 近代的なコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えなければならない。 3. ほかに追加条件は以下の通りとする。 3.1 投資金額（土地代と運転資金を除く）が 1 億バーツ以上なければならない。 3.2 1 カ国以上に対し物流しなければならない。
7.9.1.1 工業団地又は工業地区	1. 総面積は 500 ライ以上でなければならない。 2. 工場に指定された領域は、総面積 1,000 ライ以上のプロジェクトを除き、総面積の 60%以上で 75%以下でなければならない、1,000 ライ以上のプロジェクトは投資委員会の承認に従うものとする。 3. その他の条件は以下の通りとする。 3.1 主要道路 - 総面積 1,000 ライ以上の場合、道路が 4 車線で道幅 30 メートル、路面幅 14 メートル以上、各側に幅 2 メートル以上の交通島と歩道を持ち、緊急停止のために十分な路肩がなければならない。 - 総面積 500～1,000 ライの場合、道路が 2 車線で道幅 20 メートル以上、路面幅 7 メートル以上、各側に幅 2 メートル以上の歩道を持ち、緊急停止用の路肩や十分な路肩を持たなければならない。 3.2 補助道路は路面幅 8.50 メートルで、各側に 2 メートル以上の路肩がなければならない。 3.3 廃水処理設備は廃水の特性に適切なもので、法定の排水基準に合わなければならない。処理後の排水池を持たなければならない。 3.4 廃水システムは雨水排出システムから完全分離しなければならない。 3.5 ごみ収集やごみ処理について委員会により承認されたシステムを持たなければならない。 3.6 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局に承認された環境影響報告書で定められた対象産業および禁止産業に一致しなければならない。

ประกาศ กกท.ที่ 3/2558 เรื่อง นโยบายส่งเสริมการลงทุนเขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษจังหวัดมุกดาหาร
(非公式記) 23 เมษายน 2558

事業	条件
	3.7 入居する工場に電力、水道、電話、郵便局十分な公益施設を提供できるようにしなければならない。 3.8 奨励証書発行日より 2 年以内にその総面積の約 25%以上若しくは委員会に承認された面積で公益施設を提供するためにしなければならない。
7.9.1.2 宝石及び装飾品工業団地又は工業区	1. 総面積 100 ライ以上なければならない。 2. 宝石および装飾品に関連する産業用に総面積の 40%以上なければならない。 3. 宝石および装飾品の取引用の場所がなければならない。 4. 適切な警備システムを提供しなければならない。 5. 会議室、展示場及びビジネスセンターを持たなければならない。 6.
7.9.1.3 ロジステイクスパーク (Logistics Park)	1. 土地総面積が 200 ライ以上あり、総面積 50,000 平方メートル以上の貸し倉庫または販売倉庫がなければならない。 2. 港、空港、国境税関検問所、通関所、陸上コンテナデポ (ICD) より半径 50 キロ以内又はフリーゾーン内いずれかに立地しなければならない。 3. 全面積またはその一部をフリーゾーンとしなければならない。 4. コンテナを積み下ろしする基地又はトラックターミナル、または最低 50 のコンテナを扱えるコンテナデポを持たなければならない。 5. ロジステイクスパークから国内及び国際通信ハブへのハイスピード通信インフラがなければならない。 6. タイ国籍者が総登録資本金の 51%以上を持たなければならない。 7. 関連政府機関の認可を得なければならない。
7.22.1 フェリー、遊覧船、または遊覧船のレンタル	関連政府機関の認可を得なければならない。
7.22.2 遊覧船港湾サービス	保全、保管のためのボート昇降設備、内陸ボートデッキ、ボートガレージ機器を持たなければならない。

ประกาศ กกท.ที่ 3/2558 เรื่อง นโยบายส่งเสริมการลงทุนเขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษจังหวัดมุกดาหาร
(非公式記) 23 เมษายน 2558

事業	条件
7.22.3 遊園地	1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 5 億バーツ以上なければならない。 2. プロジェクトの詳細は、委員会の承認を得なければならない。
7.22.4 美術文化又は民芸品展示場	投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 3,000 万バーツ以上なければならない。
7.22.5 屋外動物園	1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 5 億バーツ以上で、総面積 500 ライ以上なければならない。 2. プロジェクトの詳細は、委員会の承認を得なければならない。 3. 緑エリア、駐車場はそれぞれ総面積の 15% 以上なければならない。
7.22.6 水族館	1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 1 億バーツ以上なければならない。 2. 奨励証書発行日から 12 ヶ月以内に環境影響予防及び改善対策を作成しなければならない。
7.23.3 国際展示場	1. 室内展示エリア 25,000 平方メートル以上なければならない。 2. 各展示ホールに会議室を持たなければならない。
7.23.4 リハビリテーションセンター	1. 医療や健康リハビリテーションのための医療技術を使用しなければならない。 2. 客用宿泊施設があり、継続型リハビリテーションプログラムを持たなければならない。

第2項 恩典は投資委員会布告第 4/2557 号日付 2014 年 12 月 18 日件名：特別経済開発区における投資促進政策に基づくものとする。

第3項 2017 年 12 月 31 日までに奨励申請すること。

2015 年 4 月 2 日より有効とする。

発布日:2015 年 4 月 23 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長

ประกาศ กกท.ที่ 3/2558 เรื่อง นโยบายส่งเสริมการลงทุนเขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษจังหวัดมุกดาหาร
(非公式記)

23 เมษายน 2558